

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省大臣官房政策金融課）

項目名	東日本大震災復興特別貸付等に係る消費貸借に関する契約書に対する印紙税非課税措置の延長		
税目	印紙税（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 47 条第 1 項、同法施行令第 37 条第 1 項第 4 号・第 5 号、第 2 項第 2 号・第 6 号）		
要望の内容	【株式会社日本政策金融公庫等に係る措置】 （措置対象） 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等 （措置内容） 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業（生活衛生貸付を除く）等が、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和 7 年 6 月 20 日閣議決定）」を踏まえ、当該適用期限を 5 年間（令和 12 年度まで）延長することを要望する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「東日本大震災復興特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、被災中小企業者等の資金繰りの円滑化及び事業の復興を支援する。 (2) 施策の必要性 令和 7 年 6 月 20 日に閣議決定された「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、株式会社東日本大震災事業者支援機構や産業復興機構による二重ローン対策については、金融機関等と連携し、支援決定した事業者の再生に全力で取り組むこととされたところ。 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の事業の復興を支援するには、引き続き、被災地域の事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の復興状況にあわせて、被災地の資金需要に適切に応えていく必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7-1：政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
		政策の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、必要かつ十分な特別貸付け等を行うことにより、当該中小企業者等の資金繰りを支援する。（指標：貸付実績）
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）
		同上の期間中の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等への資金繰りを支援する。
		政策目標の達成状況	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等への資金繰りの支援に寄与している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	（株式会社日本政策金融公庫国民生活事業（生活衛生貸付を除く）） 令和 8 年度：22 件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	非課税措置の適用により、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和 7 年度における予算上の措置は、下記のとおりである。 （東日本大震災復興特別会計） ・株式会社日本政策金融公庫出資金：80,000 千円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて、株式会社日本政策金融公庫等が、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、「東日本大震災復興特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。
		要望の措置の妥当性	当該措置は、東日本大震災の被災者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も東日本大震災に関する特別貸付け等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○平成 23 年 3 月 11 日以降の減収額（推計）				
		減収額（推計）（単位：件・万円）				
			H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
		適用件数	22,030	14,860	11,819	10,735
		減収額	22,030	14,860	11,819	10,735
			H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
		適用件数	7,139	2,487	1,338	844
		減収額	7,139	2,487	1,338	844
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
		適用件数	34	15	8	12
		減収額	34	15	8	12
		累計				
		適用件数	81,907			
		減収額	81,907			
		（※1）日本政策金融公庫国民生活事業（生活衛生貸付を除く）及び指定金融機関のうち日本政策投資銀行に係るものの合計額。				
		（※2）H23 年度実績には、H23 年 3 月 11 日～3 月末までの実績を含む。				
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—				
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	非課税措置の適用により、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減に寄与した。				
	前回要望時の達成目標	—				
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—				
これまでの要望経緯		本措置は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図る目的で「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で令和 3 年 3 月末を期限として措置された。 令和 3 年度税制改正においては、令和 3 年 3 月末となっていた期限を令和 8 年 3 月末まで延長することを要望し、要望どおり延長された。				

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（財務省理財局総務課）

項 目 名	特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減		
税 目	石油石炭税		
要 望 の 内 容	イオン交換膜法による塩製造業において、塩製造用電力の自家発電の用に供する石炭を保税地域から引き取ろうとする者が、令和 8 年 3 月 31 日までに、その保税地域の所轄税関長の承認を受けて引き取るときは、租税特別措置法第 90 条の 3 の 3 に基づき、その引取りに係る石油石炭税については、石油石炭税法第 9 条による本則税率を適用することとされている措置の延長を要望するものである。 減免の概要 (1) 対象者…石炭を用いた自家発電でイオン交換膜法による塩を製造する者。 (2) 対象事業者数… 4 社。 (3) 対象物件…石炭。 (4) 適用範囲…イオン交換膜法による塩の製造に使用する電力に係るものに限る。 (5) 適用期間…令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間の延長）。 (6) 減免の方法…事前に用途証明書を発行し、通関時に本則税率を適用する。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		(制度自体の減収額)	(－ 百万円)
		(改 正 増 減 収 額)	(－ 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 塩が国民生活に不可欠な代替性のない物資であることに鑑み、国内製造による良質な塩の安定的かつ円滑な供給を確保すること。 (2) 施策の必要性 塩は、国民生活に不可欠な代替性のない物資であることから、塩事業法の国会附帯決議において食料用の塩（以下「食用塩」という。）の需要程度を国内製造で賄うように努めることとされている。食用塩には、人間が体内に摂取するという性格上、不純物の極めて少ない塩が多く使用され、諸外国では、岩塩や天日塩といった原塩を溶解した極めて塩分濃度の高い塩水を煮詰める方法で効率的に製造している。 一方、我が国では、岩塩資源がなく高温多湿で国土が狭いことから天日塩の製造も困難なため、歴史的に海水を煮詰めて塩を製造してきた。海水そのものの塩分濃度は3%程度のため、海水の塩分濃度を効率的に高めることに取り組み、様々な製法を経て、現在、イオン交換膜で塩分濃度を高めた海水を煮詰めて塩を製造している。そして、このイオン交換膜の運用に大量の電力が必要となるため、塩製造業者は自家発電を行っている。 このように我が国の塩製造は、複雑な製造工程を経ることなどにより、諸外国に比べ、コスト面において不利な条件下にある。そのため、自家発電の燃料として比較的安価な石炭を用いるとともに、濃縮した海水を煮詰める際には、自家発電の工程で発生する熱を利用するコージェネレーション（熱電併給）システムにより高いエネルギー効率を発揮することで、海外からの輸入塩に対する競争力の強化を図ってきたところである。 しかしながら、2022年（令和4年）ロシアによるウクライナ侵略に伴う世界的な燃料価格の高騰以降、石炭価格は高い水準にあることから、塩製造業者4社の経営を圧迫しており、経営基盤を揺るがしかねない状況である。このような状況において現行の減免措置が終了した場合、塩製造業者の塩事業継続にすら支障をきたす恐れがあり、ひいては輸入塩の過度な流入を招き、国会附帯決議において求められている事項を達成することができなくなるとともに、国内の良質な塩の安定的かつ円滑な供給に支障をきたす恐れがある。 また、2050年（令和32年）カーボンニュートラルの実現という政府目標が示されている中、塩製造業者においてもCO₂排出量を削減するために石炭と低炭素燃料との混焼を試みるなどの取組を行っているものの、石炭から燃料転換を行うためには、非常に多額の設備投資が必要となっている。しかしながら、上記のとおり現下の塩製造業者には新規投資を行うだけの体力はなく、加えて、水素やアンモニアへの燃料転換には、塩製造における脱炭素化に必要な技術の社会実装までに相当の期間を要することから、低廉で良質な塩の安定的かつ円滑な供給のためには、当面の間、石炭の使用を続けざるを得ない状況である。 したがって、本減免措置を延長する必要がある。
--------------------------	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 11－1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保
		政策の達成目標	国内製造による良質な塩の安定的かつ円滑な供給を確保すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	措置期間の3年間の延長（令和11年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	本措置により、製造コストを抑制し、国内製造による低廉で良質な塩の安定的かつ円滑な供給が確保されている状況。
	有効性	要望の措置の適用見込み	本措置の適用事業者数は、イオン交換膜法による塩製造業者4社が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	製造コストが抑制されることで、国内製造による低廉で良質な塩の安定的かつ円滑な供給が確保されることとなる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	関税：基本税率 0.5 円/kg 我が国では、岩塩資源がなく高温多湿で国土が狭いことから天日塩の製造も困難なため、主にイオン交換膜法により塩分濃度を高めた海水を煮詰めて塩を製造しているが、こうした特殊性に鑑み、塩の輸入自由化（一元輸入の廃止）に伴い、輸入塩との競争条件を整えるため、一定の水準の関税を基本税率として設定している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

		要望の措置の妥当性 食用塩は、国内の食品原材料として幅広く使用（味噌、醤油、パン、麺類、漬物、水産、加工食品等）されており、少量であってもそれぞれの食品製造に必要な不可欠な場合が多く、食用塩の供給に支障をきたした場合には、国内の食品供給にも大きな影響を与えることとなる。 食用塩の需要量の大宗（直近 10 年（平成 27 年度～令和 6 年度）平均：76.7%）は国産塩の需要であり、この国産塩の約 99%は本措置の適用事業者 4 社がイオン交換膜法により製造している。 このため、当該塩製造業者に対し本措置を講ずることにより、国内製造による低廉で良質な塩の安定的かつ円滑な供給を確保することができる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和 4 年度 適用事業者数 4 社 減収額 1 4 4 百万円 令和 5 年度 適用事業者数 4 社 減収額 1 2 3 百万円 令和 6 年度 適用事業者数 4 社 減収額 1 2 8 百万円 （前回要望時の減収見込額：各年度 1 3 7 百万円）
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	エネルギーコストが依然として高い水準にあるが、本措置により、国内製造による低廉で良質な塩の安定的かつ円滑な供給が確保されている状況。
	前回要望時の達成目標	国内製造による良質な塩の安定的かつ円滑な供給を確保すること。
	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	国内製造による良質な塩の安定的かつ円滑な供給が確保されている状況である。
これまでの要望経緯		- 平成 24 年度税制改正要望により、平成 24 年 10 月から 26 年 3 月までの間、石油石炭税の軽減措置が認められた。 - 平成 26 年度税制改正要望により、平成 29 年 3 月までの間の延長が認められた。 - 平成 29 年度税制改正要望により、令和 2 年 3 月までの間の延長が認められた。 - 令和 2 年度税制改正要望により、令和 5 年 3 月までの間の延長が認められた。 - 令和 5 年度税制改正要望により、令和 8 年 3 月までの間の延長が認められた。

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(財務省主計局給与共済課)

項 目 名	全世代型社会保障構築のための税制上の所要の措置											
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、たばこ税、印紙税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法											
要 望 の 内 容	社会保障審議会等における検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>(制度自体の減収額)</td><td>(</td><td>— 百万円)</td></tr><tr><td>(改正増減収額)</td><td>(</td><td>— 百万円)</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(	— 百万円)	(改正増減収額)	(	— 百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(	— 百万円)										
(改正増減収額)	(	— 百万円)										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 2040 年を視野に入れて、高齢化への対応とあわせて、生産年齢人口の減少に対応した全世代型の社会保障を速やかに構築していくため、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）等を踏まえ、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する。 (2) 施策の必要性 社会保障審議会等における検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じることで、国家公務員等の生活の安定と公務の能率的運営を図る必要がある。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
		政策の達成目標	持続可能な社会保障制度を構築することで国家公務員等の生活の安定と公務の能率的運営を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	社会保障審議会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築し、国家公務員等の生活の安定と公務の能率的運営を図ることが可能となる。
		当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
	相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	社会保障審議会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築し、国家公務員等の生活の安定と公務の能率的運営を図ることが可能となる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省主計局給与共済課）

項 目 名	退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長											
税 目	法人税											
要 望 の 内 容	退職等年金給付の積立金に対する特別法人税について、その健全な運営を確保するため、撤廃する。撤廃に至らない場合、課税停止措置の延長を行う。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 退職等年金給付は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率的運営を図るための制度であり、その充実を図る。 (2) 施策の必要性 退職等年金給付に関する税制は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は積立金に特別法人税課税（課税凍結中）、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除等の対象）となっている。 そうした中で特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響がある。このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、国家公務員等の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図る必要がある。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
		政策の達成目標	特別法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、国家公務員等の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間中の達成目標	特別法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、国家公務員等の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図る。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	退職等年金給付の制度の加入者(約 107 万人（令和 6 年度末）)に影響がある。 なお、退職等年金給付の業務を行う国家公務員共済組合連合会が特別法人税の納税義務者である。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	退職等年金給付の積立金の確保が図られることにより、国家公務員等の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図ることができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	退職等年金給付の制度の加入者等の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図ることができる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 26 年度、平成 29 年度、令和 2 年度及び令和 5 年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、平成 26 年度、平成 29 年度、令和 2 年度及び令和 5 年度において、課税停止が延長されている。

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(財務省大臣官房総合政策課)

項 目 名		適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長	
税 目		法人税	
要 望 の 内 容	適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税について、他の年金制度と同様に受給者保護を図るため、撤廃を行う。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置の延長を行う。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護を図る観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を行う必要がある。		
	(2) 施策の必要性 企業年金に関する税制の基本は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は特別法人税課税、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除の対象）となっており、特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息分を課税するという原則に基づき、資産額全体に対して、課税される。 特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、更に財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があることから、受給者保護の大きな阻害要因となる。 このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長し、受給者保護を図る必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標2-1 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
		政策の達成目標	受給権保護の観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を行うことにより、受給者の安定した老後の所得確保を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望。
		同上の期間中の達成目標	受給権保護の観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を行うことにより、受給者の安定した老後の所得確保を図る。
		政策目標の達成状況	令和6年度末時点で24件189人に適用されており、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができた。
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用者数は、次のとおり。 令和6年度末：24件（189人） 令和7年度末：24件（189人）（推計） 令和8年度末：24件（189人）（推計） 令和9年度末：23件（185人）（推計） 令和10年度末：22件（177人）（推計） 令和11年度末：19件（151人）（推計） なお、本租税特別措置等は、一定の要件が生じているため平成24年4月以降も存続している閉鎖型適格退職年金契約の全てに適用されるものであることから、制度上、適用が一部に偏ったり、僅少となることはない。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を行うことにより、閉鎖型適格退職年金契約の全てについて、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税について、同様の要望を提出している。 なお、企業年金各制度については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	安定した老後の所得を確保するため、閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護が図られる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯		平成 11、13、15、17、20、23、26、29 年度及び令和 2、5 年度税制改正要望において、特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を要望し、平成 11、13、15、17、20、23、26、29 年度及び令和 2、5 年度において課税停止措置が延長されている。	

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省理財局国債企画課）

項 目 名	特定外国法人の債券現先取引（レポ取引）に係る利子等の課税の特例（レポ特例）の延長又は恒久化											
税 目	所得税、法人税											
要 望 の 内 容	外国金融機関等以外の外国法人（特定外国法人）の債券現先取引に係る利子の非課税の延長又は恒久化を要望するもの。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 国債を確実かつ円滑に発行する環境を構築し、同時に国債発行による国の資金調達コストを抑制していくため、国債市場の流動性・効率性を維持・向上すること。 (2) 施策の必要性 レポ取引は、債券の出し手にとっては低廉なコストでの資金調達手段として、債券の受け手にとっては速やかな債券調達手段として有効な取引。 クロスボーダーのレポ取引に関しては、国債市場の流動性・効率性の維持・向上に資する観点から、外国金融機関等が国内金融機関等と行うレポ取引についてレポ特例が恒久措置として適用されている。 平成 29 年度からは、クロスボーダーのレポ取引の利便性向上と活性化のため、特定外国法人が国内金融機関等と直接行うレポ取引についてもレポ特例が新たに適用されている。 しかしながら、特定外国法人に係るレポ特例は 3 年間（令和元年度及び令和 3 年度に各 2 年並びに令和 5 年度に 3 年延長され、現在令和 8 年 3 月 31 日まで）の時限措置とされている。足元、日本銀行が国債の買入れを縮小する中、国債の安定的な消化のためには、引き続き、当該レポ特例を措置することで、レポ取引を通じた国債市場への非居住者等の積極的参入を促進し、多様で厚みのある投資家層を形成する必要がある。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標３－１：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
		政策の達成目標	非居住者等の国債レポ取引への積極的参入 非居住者等による国債の保有・売買の促進 国債市場の流動性・効率性の維持・向上 国債消化の促進と利払費の軽減
		租税特別措置の適用又は延長期間	３年間（令和１１年３月３１日まで）又は恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
		政策目標の達成状況	現行措置により特定外国法人が行うクロスボーダーのレポの利便性は向上している。レポ取引を通じた国債市場への非居住者等の積極的参入を促進し、多様で厚みのある投資家層を形成するため、引き続き、現行措置の存続が必要。
	有効性	要望の措置の適用見込み	特定外国法人が国内金融機関等とクロスボーダーのレポ取引を直接行うときにレポ特例を活用する。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	特定外国法人が国内金融機関等とクロスボーダーのレポ取引を直接行うようになり、レポ取引へ積極的に参入することで、非居住者等による国債取引の促進、国債市場の流動性の維持・向上につながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	外国金融機関等に係るレポ特例（恒久措置）と同等の措置を特定外国法人に対して求めるものであり、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<参考：非居住者等の債券現先取引の平均月末残高> 令和2年度 51兆8,468億円 令和3年度 49兆0,802億円 令和4年度 68兆0,855億円 令和5年度 84兆9,183億円 令和6年度 103兆6,171億円 （出所）日本証券業協会「公社債投資家別条件付売買（現先）月末残高」 （注）非居住者等には、レポ特例の適用対象外の者も含む。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	特定外国法人が国内金融機関等と直接クロスボーダーのレポ取引を行うことにより、レポ取引への積極的参入につながる。
	前回要望時の達成目標	非居住者等の国債レポ取引への積極的参入 非居住者等による国債の保有・売買の促進 国債市場の流動性・効率性の維持・向上 国債消化の促進と利払費の軽減
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	現行措置により、国内金融機関等の受け入れ態勢の整備が進んだこともあり、着実にレポ特例を活用した取引が行われており、国債市場の活性化に寄与している。
これまでの要望経緯		外国金融機関等に係るレポ特例（恒久措置）に加え、平成29年度税制改正において特定外国法人に係るレポ特例（2年間の時限措置）が設けられ、令和元年度及び令和3年度税制改正において各2年間、令和5年度税制改正において更に3年間延長された。

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（財務省大臣官房信用機構課）

項 目 名		銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（欠損金の繰戻し還付）の延長		
税 目		法人税		
要望の内容 容	銀行等保有株式取得機構（以下「機構」）については、租税特別措置法において以下の特例が措置されている。このうち、令和 8 年 3 月末で日切れとなる③（欠損金の繰戻しによる還付）について、延長することを要望する。			
			機構の法人税に係る特例	(参考) 特例がない場合の法人税法等の取扱い
	①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし (令和 14 年 3 月末まで措置)	10 年間
	②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の 100% (令和 18 年 3 月末まで措置)	所得金額の 50%
	③	欠損金の繰戻しによる還付	あり (令和 8 年 3 月末まで措置)	なし
			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
	新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。		
(2) 施策の必要性 機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての上記役割を十分に果たせるよう措置されているものであることから、延長する必要がある。				

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 4-2 金融破綻処理制度の適切な整理・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		政策の達成目標	銀行等による対象株式等の処分及び銀行等と相互にその発行する株式を保有する銀行等以外の会社による当該銀行等の株式の処分が短期間かつ大量に行われることにより、対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため、機構が銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	租税特別措置法第 66 条の 12 第 1 項の不適用期限まで
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	有効性	政策目標の達成状況	機構は、その設立から令和 6 年度末までの間に、3 兆円を超える株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行っているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。
		要望の措置の適用見込み	適用見込みは機構のみである。
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、機構存続中の不測の事態に備えるものであることから、万が一の備えとして、当該特例措置を設けることは、有効である。
		当該要望項目以外の税制上の措置	○国税 - 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しについて、内国法人は各事業年度開始の日前 10 年以内に開始した事業年度において生じた欠損金のみ繰越しの対象となるところ、機構は令和 14 年 3 月 31 日以前に開始する各事業年度において、年数の制限なく繰越控除が可能であるとされている（租税特別措置法第 66 条の 11 の 4 第 1 項）。 - 欠損金の繰越控除額について、中小法人等以外の法人は、繰越控除をする事業年度における繰越控除前所得の 100 分の 50 相当額が限度であるところ、機構は、繰越控除前所得を限度額として繰越控除が可能であるとされている（租税特別措置法第 66 条の 11 の 4 第 2 項）。 ○地方税 - 法人住民税（法人税割）の課税標準の計算に際し、法人税の還付額を控除することとされている（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（以下「保有制限法」という。）第 58 条第 1 項）。

			・ 事業税（所得割）の課税標準の計算に際し、法人税の還付に対応する欠損金を損金に繰り入れることとされている（保有制限法第58条第2項、保有制限法施行令第25条第2項）。 ・ 事業税（資本割）の課税標準の計算に際し、令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度において、資本金等の額を10億円とみなすこととされている（地方税法附則第9条第3項）。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、機構存続中の不測の事態に備えるものであることから、万が一の備えとして、延長の措置が必要である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	— なお、本特例措置は、令和4年度税制改正にて保有制限法から租税特別措置法に移管したもの。保有制限法において措置していた本特例による適用実績は、以下のとおり。 ・ 減収（繰戻還付）額 （年度）（減収額） 平成14年度 76百万円 平成20年度 38百万円 平成24年度 2,867百万円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、機構存続中の不測の事態に備えるものであることから、万が一の備えとして、相応の役割を果たしているものと認められる。
		前回要望時の達成目標	銀行等による対象株式等の処分及び銀行等と相互にその発行する株式を保有する銀行等以外の会社による当該銀行等の株式の処分が短期間かつ大量に行われることにより、対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため、機構が銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ること。

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	機構は、銀行等の保有する対象株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行ってきているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。
これまでの要望経緯		令和４年度税制改正にて保有制限法から租税特別措置法に移管し、創設され、令和６年度税制改正において２年間の延長が認められている。